

# 【閲覧用】

令和 5 (2023) 年第 6 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 5 (2023) 年 6 月 9 日 (金)				
開催場所	本庁 2F 多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 38 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 27 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	8 件
	議案第 28 号	農地法第 4 条の許可申請について		許可相当	1 件
	議案第 29 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	7 件
	議案第 30 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		許可	35 件
	議案第 31 号	農用地利用集積計画 (所有権移転) について		許可	1 件
	報告第 20 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	5 件
	報告第 21 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員	17 人	農地利用 最適化推進委員	10 人	
欠席委員	農業委員		2 人		
署名委員	14 番	田中 一平	15 番	畠中 五恵子	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	松隈 光明	

農業委員出席状況（17名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	—
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	—	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（10名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	○	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	○	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	○	19	松尾 重治	○
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	○	21	中野 良則	○
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	○
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	—	27	谷 義昭	○
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	○	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 27 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(23 番推進委員：多田委員) 農機具とトラクター、田植え機、コンバイン、農機具は全部お持ちです。何ら問題ありません。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 27 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(14 番推進委員：清水委員) 本案件につきましては、5 月 16 日に申請者から説明を受けております。内容としては譲渡人、[REDACTED]より譲受人の[REDACTED]に所有権移転、売買です。[REDACTED]の畑はですね、[REDACTED]からは遠くて普段は[REDACTED]と一緒に畑に行かれて耕作されていたようです。[REDACTED]は 90 歳と高齢で耕作を継続することが難しく、[REDACTED]に引き続き耕作していくためのものですので、問題はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 27 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 27 号第 4 項及び議案第 29 号第 7 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED] [REDACTED]
-----------------	--------------------------

借主	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	耕作面積 耕作者数	—m <sup>2</sup> —名
貸主	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
備考	地上権設定 契約年数 3 年		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	議案第 29 号第 7 項にて記載		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 27 号第 4 項 農地法第 3 条の許可申請について  
 ※議案第 27 号第 3 項及び議案第 29 号第 7 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
借主	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	耕作面積 耕作者数	—m <sup>2</sup> —名
貸主	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
備考	地上権設定 議案第 27 号第 3 項及び議案第 29 号第 7 号と関連 契約年数 3 年		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	議案第 29 号第 7 項にて記載		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 27 号第 5 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■		
譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	耕作面積 耕作者数	■■■■■■■■■■ ■■■■
譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		

地区推進委員報告	(27 番推進委員：谷委員) 5 月 20 日に [REDACTED] の所に行き、説明を聞きました。本人は田畑を十分耕作しており、農業機械も所有して現在農業をやっておりますので、3 条については何ら問題ないと思われます。以上です。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 27 号第 6 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
譲受人	[REDACTED] 耕作面積 [REDACTED] [REDACTED] 耕作者数 [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]
備考	売買
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(3 番推進委員：三村委員) 本件につきましては、譲受人であります [REDACTED] から直接説明を受けました。[REDACTED] にお住まいの [REDACTED] から畑を譲り受けて、本人がちょうど退職をしたということもあって、今後農業に勤しみたいということでありました。本人はこれ以外にも農地を所有しているところであり、何ら問題ないというふうに考えているところでもあります。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 27 号第 7 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
譲受人	[REDACTED] 耕作面積 [REDACTED] [REDACTED] 耕作者数 [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]
備考	売買
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(26 番推進委員：佐野委員) 本件は、譲受人の [REDACTED] と譲渡人 [REDACTED] の間で農地の売買を行うものであります。5 月 25 日に譲受人の [REDACTED] より連絡を受け、現地について説明を受けました。事務局の説明通りであれば問題はないものと考えます。
質疑・意見	なし

審議結果	許可
------	----

議案第 27 号第 8 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
	[REDACTED]	耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(6 番推進委員：市吉委員)</p> <p>5 月 18 日に譲受人の [REDACTED] から説明を受けました。 [REDACTED] は [REDACTED] ほどの耕作をされており、申請地は [REDACTED] の農地の隣接地です。取得後は一体的に営農される予定で、大型農機具も所有されていることから、特に問題ないと思われます。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 28 号第 1 項 農地法第 4 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
申請人	[REDACTED]	農地 区分	3 種 (JR 上穂波駅から 300 m以内)
転用目的 施設の概要	貸資材置場		
備考	なし		
造成	現況を均す程度。		
進入口	東側市道からの進入。		
土留め	既設ブロックへ投げ掛け。		
被害防除	北側、東側及び南側において、高さ 100cm のメッシュフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に素掘り側溝及び溜柵を敷設し、東側水路へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで		
水利同意	<p>[REDACTED] 自治会長の同意あり。</p> <p>① [REDACTED] 地区の水路管理の主体は自治会長となっているため、自治会から水利同意を得たもの。</p> <p>② 令和 2 年 11 月 10 日開催、第 11 回農業委員会総会において、同様の取り扱い</p>		

	いあり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(19番推進委員：松尾委員) 4月25日火曜日に申請者の[ ]さんより説明を受けました。 説明の後該当の農地を視察しました。その結果、議案の内容に相違なく、特に問題はないと考えています。申請者の事情等を勘案すると、転用することはやむを得ないと判断しております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
現地調査報告	(4番農業委員：高野委員) 昨日、現地調査を行いそして戻ってきて、意見交換会をいたしましたけど、特別な意見は出ておりません。また地元の水利同意も得られておりますので、事務局の説明通りに施工されればなんら、問題ないと思われれます。よろしくお願いいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第29号第1項 農地法第5条許可申請について

※議案第29号第2項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[ ]		
権利内容	所有権		
譲受人	[ ]	農地 区分	3種 (桂川駅から300m以内)
譲渡人	[ ]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 109.30㎡ カーポート 1棟 27.50㎡		
備考	売買 議案第29号第2項と関連。		
造成	最大30cm程度の盛土工。		
進入口	南西側県道からの進入。		
土留め	北東側、北西側、南東側及び南西側の一部において、コンクリートブロックを新設。 南西側の一部において、県道へ擦り付け。		
被害防除	北東側、北西側、南東側及び南西側の一部において、高さ80cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水枡を敷設し、北西側水路へ放流。		





第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 用地補償金。補償金協議内訳書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	隣接地 ( ) への一般住宅建設に伴う給水管及び排水管埋設のため。
地区推進委員報告	議案第29号第1項にて記載
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	許可相当

議案第29号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 107.44㎡		
備考	売買		
造成	最大100cm程度の盛土工。		
進入口	申請地南側市道より進入。		
土留め	申請地北側及び西側にCBブロックを設置。また、北東側にCP型枠ブロックを設置。東側は既存擁壁へ投げかけ。		
被害防除	新設CBブロック及びCP型枠ブロックに高さ80cmのメッシュフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水枡、溜桝、埋設管を新設。宅地から前面道路を經由し既設水路へつなぎ込み放流。排水管埋設に係る自費施工承認申請書を土木管理課へ提出済み。		
生活雑排水	埋設管にて公共下水管へ放流。		
工事計画期間	令和5年7月15日から令和6年1月30日まで		
水利同意	[REDACTED]農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(2番推進委員：幸崎委員) 4月19日に住宅メーカーの方に説明を受けました。農区の水利同意もいただいております。審議の方よろしくお願ひします。		
現地調査報告	(8番農業委員：谷口委員)		

	昨日に現地調査を行い、その後、検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいておりますので、ただいま事務局から説明があったように、計画通り施工がされれば問題ないと思われま。ご審議の方どうぞよろしくお願い致します。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 29 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種低層住居専 用地域及び 第二種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買 令和 5 年 4 月 28 日付け都市計画法に基づく事前審査会終了。 隣接市有地 148.13 m <sup>2</sup> を含め、計画面積は 5,606.13 m <sup>2</sup> となる。		
造成	最大 80cm 程度の盛土工及び 60cm 程度の切土工。		
進入口	北側市道から幅 6m の進入口を敷設。各分譲地へこの進入口から進入。 進入口については、市に帰属。		
土留め	西側において、コンクリートブロックを設置。 東側、南側において、隣接地へ擦り付け。 北側において、市道に擦り付け及び自費施工による道路舗装。		
被害防除	西側において、高さ 80cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に落蓋式 U 型側溝、溜桝を敷設し、横断暗渠を経由後、南側水路へ放流。		
生活雑排水	各分譲地に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 5 年 7 月 30 日から令和 5 年 12 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(27 番推進委員：谷委員) 土地は、周りが既に団地化されておまして、団地から取り残された土地でございます。関係者の方、当時の生産組合および生産組合長の方には団地化の説明を行い、了承を得たということです。以上です。		

現地調査報告	(10 番農業委員：吉原委員) 6月8日に現地調査を行いました。その後、検討会を行いました。特段意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいております。たゞいま事務局並びに推進委員の方から報告ありましたように、計画図の通り施工されれば、なんら問題ないかと思われまゝ。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 29 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3 種 (第 1 種住居地域)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	共同住宅 1 棟 266.21 m <sup>2</sup>		
備考	売買 隣接宅地 446.96 m <sup>2</sup> を含め、計画面積は 828.96 m <sup>2</sup> となる。		
造成	最大 1.3m 程度の切土工し整地。		
進入口	申請地南東側に 5.5m の進入口を設置。		
土留め	申請地南東側を除く全方位に CP ブロック 5 段を新設。		
被害防除	新設 CP ブロックに高さ 80 cm のメッシュフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水枡を設置し、埋設管を経由後、既設道路側溝へ放流。また、駐車場内の排水は、申請地南側に U 字溝を新設し、既設道路側溝へ放流。		
生活雑排水	埋設管を経由後、公共下水管へ放流。		
工事計画期間	令和 5 年 7 月 25 日から令和 6 年 1 月 30 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 残高証明書あり。また、金融機関からの融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(3 番推進委員：三村委員) 当該用地につきましては、住宅に囲まれた一角にある農地であります。ここは下水道の整備も行われておりますし、地元の水利同意も得ております。このことから本計画は周辺の農地に悪影響を与えるということは無いという風に考えます。事務局が申した通りの計画で施工するのなら何ら問題ないと考えております。		
現地調査報告	(12 番農業委員：嶋田委員)		

	昨日に現地調査を行い、その後検討会を行いました。別段意見は出ておりません。地元の水利同意をいただいておりますので、ただいま事務局から説明があったように計画通りに施工がなされれば問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 29 号第 6 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1 棟 110.96 m <sup>2</sup>		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。		
進入口	申請地北側市道より進入。		
土留め	申請地北東側に CB ブロックを設置。また、南側及び西側に L 型擁壁、CB ブロックを設置。		
被害防除	特段の施工なし		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、勾配にて既存 U 型側溝を経由し、既存道路側溝へ放流。		
生活雑排水	埋設管を経由後、公共下水管へ放流。		
工事計画期間	令和 5 年 7 月 25 日から令和 5 年 12 月 25 日まで		
水利同意	[REDACTED] 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	申請地の旧地番 [REDACTED] において、平成 5 年 3 月 1 日に資材置場として転用許可済みであるため、申請地の一部に造成、擁壁などの施工がみられるが、譲受人(事業主体者)が亡くなっており計画が頓挫した。		
地区推進委員報告	(4 番推進委員: 肘井委員) 本件につきまして、測量士の [REDACTED] から説明がありました。申請地は既に平成 5 年 3 月に資材置き場として、建築許可済みであります。当時の農区との水利も同意しており、今回の水路の変更等がなく、図面通りに施工されれば、問題ないと思われま。審議のほどよろしくお願いたします。		
現地調査報告	(14 番農業委員: 田中委員) 6 月 8 日に現地調査を行い、その後検討を行いました。別段意見は出て		

	おりません。また地元の水利同意も得ていますので何ら問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 29 号第 7 項 農地法第 5 条許可申請について

※議案第 27 号第 3 項及び議案第 27 号第 4 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	賃貸借権（権利の存続期間：3 年）		
借主 （発電者）	[Redacted]	農地 区分	1 種 （10ha 以上の連担）
貸主	[Redacted]		
営農者	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	営農型太陽光発電設備の支柱等設置 （令和 8 年 10 月 31 日までの一時転用）		
備考	議案第 27 号第 3 項及び第 4 項と関連。 隣接原野 19 m <sup>2</sup> を含め、計画面積は 29,584 m <sup>2</sup> となる。		
造成	特段の施工なし。		
進入口	北側市道からの進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	主に自然流下。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日まで（パネル等設置工事）		
水利同意	[Redacted]生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	（資金）金融機関からの融資。融資証明書あり。 （信用）現在、違反転用事案なし。		
補足説明	【パネル下部での営農について】 （第 1、2、3、4、5、7、9 発電所） 作付予定作物：水稻 単収見込み（kg/10a）：384 kg ※令和 5 年度については、通常通り稲刈りを行った後、11 月頃から太陽光 パネルの設置工事を行う予定。 （第 10、11 発電所） 作付予定作物：サカキ 単収見込み（kg/10a）：45.9 kg		

	<p>【太陽光パネル概要について】</p> <p>設置枚数：2,160枚（設備本体の基礎杭：798本）  パネル面積：4,212㎡</p> <p>【発電について】</p> <p>年間予想発電量：885.60kW(0.410kW×2,160枚)</p> <p>※借主（発電者）は、令和4年2月18日付20220215九州再太認第2号にて再生可能エネルギー発電事業計画の許可を取得済。</p>
地区推進委員報告	<p>(26番推進委員：佐野委員)</p> <p>本件につきましては、6月6日に[ ]より説明を受けました。転用目的は営農型太陽光発電設備とのことです。太陽光パネルを敷設した下部では、[ ]に事業所があります[ ]が水稻および柿の栽培を行うとのことです。地元の生産組合の同意も得ておりますので、事務局の施工および営農であれば問題はないと思います。</p>
現地調査報告	<p>(18番農業委員：伏原委員)</p> <p>昨日、現地調査を行いました。その後検討会を行いまして、別段皆さんからの意見は出ておりません。地元の水利同意もいただいておりますし、事務局からの説明があったように、施工がされれば何ら問題ないと思いますので審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第30号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	147,403.08㎡		
	畑	0.00㎡		
	樹園地	0.00㎡		
	採草放牧地	0.00㎡		
	計	147,403.08㎡		
作物別設定面積	水稻	(3年以下)	60,889.08㎡	14件
		(6年以下)	59,158.00㎡	12件
		(10年以下)	21,853.00㎡	6件
		計	141,900.08㎡	32件
	野菜	(10年以下)	839.00㎡	1件
		計	839.00㎡	1件
	その他	(6年以下)	4,664.00㎡	2件
		計	4,664.00㎡	2件
	計	(3年以下)	60,889.08㎡	14件
		(6年以下)	63,822.00㎡	14件
(10年以下)		22,692.00㎡	7件	

		計	147,403.08 m <sup>2</sup>	35 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第 31 号第 1 項 農用地利用集積計画 (所有権移転) について

譲受人	福岡市中央区天神四丁目 10 番 12 号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 鐘江 義広	譲受人 耕作面積	—
譲渡人	■■■■■ ■■■■■	利用目的	水田として利用
土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■		
所有権の移転時期	令和 5 年 6 月 23 日		
第 18 条第 3 項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

報告第 20 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■ ■■■■■		
借主	■■■■■ ■■■■■		
貸主	■■■■■ ■■■■■		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 4 月 24 日
備考	賃貸借権設定 (基盤)	引渡年月日	令和 5 年 4 月 24 日
結果	済		

報告第 20 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	■■■■■		
借主	■■■■■ ■■■■■		
貸主	■■■■■ ■■■■■		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 5 年 4 月 24 日

備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年4月24日
結果	済		

報告第20号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年4月24日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年4月24日
結果	済		

報告第20号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年5月1日
備考	使用貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年5月1日
結果	済		

報告第20号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和5年5月10日
備考	使用貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和5年5月10日
結果	済		



報告第 21 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済